

# 「利用者視点を踏まえた I C Tサービスに係る諸問題に関する研究会」 開催要綱（案）

## 1 目的

新たなサービスの登場や新技術を活用した情報の流通などにより、通信の秘密、個人情報保護、知的財産保護などの観点から、新たな課題が生じたり、深刻化したといった状況がある。また、諸権利との関係が不十分なために、新規サービスの展開が円滑に進まないといった課題も生じている。

こうした課題について、利用者視点を踏まえながら、関係者間で、速やかに具体的な対応策を検討して実施するとともに、通信の秘密等との関係についても必要に応じて整理することを目的として、本研究会を開催する。

## 2 名称

本会は、「利用者視点を踏まえた I C Tサービスに係る諸問題に関する研究会」と称する。

## 3 検討事項

- (1) I C Tサービスを展開するに際しての通信の秘密等についての考え方の整理
- (2) 個別課題の対応策の検討
- (3) その他利用者視点を踏まえた I C Tサービスに係る諸問題に対する対応策の検討

## 4 構成及び運営

- (1) 本会は、総務省総合通信基盤局長の研究会として開催する。
- (2) 本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、研究会構成員の互選により定めることとし、座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長は本会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本会を招集し、主宰する。
- (6) 本会は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) 座長は、必要に応じて、ワーキンググループを置くことができる。
- (8) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項については、座長が定めるところによる。
- (9) その他、本会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

## 5 開催期間

本会の開催期間は、平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月を目処とする。

## 6 庶務

本会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課がこれを行うものとする。

# 「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」 構成員

(敬称略・五十音順)

## 【構成員】

|                    |                           |
|--------------------|---------------------------|
| あいだ　ひとし<br>相田　仁    | 東京大学大学院工学系研究科教授           |
| おかむら　ひさみち<br>岡村　久道 | 弁護士　国立情報学研究所客員教授          |
| きむら　たまよ<br>木村　たま代  | 主婦連合会                     |
| きよはら　けいこ<br>清原　慶子  | 三鷹市長                      |
| くわこ　ひろゆき<br>桑子　博行  | 社団法人テレコムサービス協会サービス倫理委員長   |
| こくりょう　じろう<br>國領　二郎 | 慶應義塾大学総合政策学部教授            |
| ながた　みき<br>長田　三紀    | 特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟事務局次長 |
| のほら　さわこ<br>野原　佐和子  | 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 |
| みじわら　まりこ<br>藤原　まり子 | 博報堂生活総合研究所　客員研究員          |
| べっしょ　なおや<br>別所　直哉  | 安心ネットづくり促進協議会調査企画委員会副委員長  |
| ほりべ　まさお<br>堀部　政男   | 一橋大学名誉教授                  |
| まつもと　つねお<br>松本　恒雄  | 一橋大学大学院法学研究科教授            |

## 【オブザーバー】

内閣府国民生活局企画課個人情報保護推進室長